



相続財産としての貸付金の評価

第1事件 東京地裁令和5年8月31日判決（令和4年（行ウ）第186号）
第2事件 東京地裁令和6年3月26日判決（令和4年（行ウ）第576号）

筑波大学名誉教授・弁護士・税理士 **品川芳宣**

第1事件

一、事実

(1) X（原告）は、平成29年12月11日（以下「本件相続開始日」という。この略称は、第1事件において共通する。以下同じ。）に死亡した被相続人甲（Xの兄）の全財産（以下「本件相続財産」という。）を相続した。本件相続財産の中には、甲及びその親族が発行済株式総数の全てを所有する甲社に対する貸付金6036万円余（以下「本件債権」という。）があった。Xは、平成30年10月10日、本件相続税の申告（以下「本件当初申告」という。）をし、令和元年12月27日、本件相続税の修正申告（以下「本件修正申告」という。）したが、本件当初申告及び本件修正申告とも、本件債権の価額を1405万円余と評価した。

これに対し、処分行政庁は、令和2年4月22日、Xに対し、本件債権の価額を額面どおり6036万円余で評価し、相続税の課税価格を1億8654万円余、納付すべき税額2836万円余とする更正（以下「本件更正」という。）をし、過少申告加算税の額を125万円余とする賦課決定（以下「本件賦課決定」といい、本件更正と併せて以下「本件更正等」という。）をした。Xは、本件更正等を不服として、国（被告）に対し、同処分の取消しを求めて本訴を提起した。

(2) 甲社は、昭和35年に設立され、当初、ガソリンスタンド等を営んでいたが、本件相続開始

日当時、練馬区内の賃貸マンション（以下「本件建物」という。）のT201号室及びT601号室、及び箱根のH406号室（以下「本件所有不動産」という。）を所有し、総資産6397万円余、総負債6857万円余（本件債権を含む。）であった。甲社は、平成30年5月30日から同年9月6日にかけて、本件所有財産を売却し、同年10月2日清算手続を結了した。Xは、これより、本件債権について、甲社から1405万円余の返還を受けた。

(3) 本訴における争点は、本件債権の価額と本件賦課決定に係る「正当な理由」の存否である。

これらの争点につき、国は、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）204及び205の取扱いの合理性と当該取扱いによって本件債権の価額を評価したことの正当性を主張し、本件賦課決定に係る「正当な理由」の存在を否定した。

Xは、本件所有不動産の賃料から本件債権の弁済を受けるのに172年要すること等を理由に、評価通達205の「その他その回収が不可能又は著しく困難である」ことの実質判断をすべきことを求め、かつ、評価通達204及び205の取扱いに適合しないのであれば、同通達6項を適用すべき旨主張し、Xが本件債権を1405万円と評価したことに「正当な理由」がある旨主張した。

二、判決要旨

請求棄却。

(1) 相続税法22条は、特別の定めのあるもの